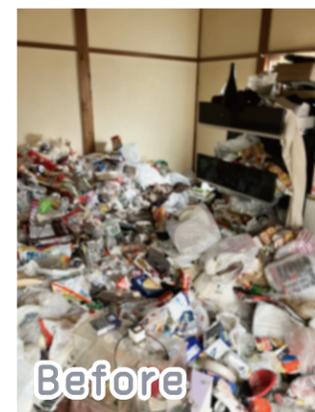


あなたも他人ごとではない！

実は身近な孤独死、夜逃げ...etc

～そしてJIDができること～



Before

After

【物件概要】

- ・一戸建て(3LDK)
- ・契約者死亡(60代、男性)
- ・契約年数 8年
- ・月額賃料 60,000円

【滞納発生からのコスト】

- 行動コスト(電話734回、訪問78回) **252,350円**
- 滞納家賃(約8ヶ月分) **439,355円**
- 原状回復費用 **60,000円**
- 法的費用(内容証明発送) **10,000円**
- 残置物撤去・廃棄費用 **992,200円**

トータル / **1,753,905円**

オーナー様
ご自身で対応すると
これだけの
コストがかかります!

契約者が亡くなり、奥様との連絡も途絶え、物件の出入りはなくなりました。弁護士が介入して相続人を調査していた過程で、連帯保証人である契約者様の義子と接触。資力もなく連帯保証人としての責任は全うできないとJIDへ残置物の廃棄依頼がありました。賃貸借の保証会社として物件の明渡しを実施。室内は物量が多くペットの糞尿まみれであり散々な状況、撤去作業は3日に分けて行い保証実行となりました。



滞納家賃以外でここまで対応してくれるとは思わなかった。
多額な出費にならずよかった。

少子高齢化が進む中で、賃貸経営における死亡リスクが身近なものとして高まっております。昨今は、賃貸保証サービスを利用した入居スタイルが主流になりつつありますが、保証会社によって提供内容に違いがありますので注意が必要です。万が一のトラブルの時、保証会社の真価が問われます!

	JID	信販系A社	独立系B社
保証の免責 保証終了	賃借人の責任で発生した 事由の場合は免責なし	死亡・勾留・転賃 その他(自己破産)	死亡・勾留 その他(破産・帰国)

**JIDでは賃貸借契約における入居者様が原因のトラブルは...
物件の明渡完了の日まで責任を持って保証します!**

「賃貸保証システム」のパイオニア企業!

JID 日本賃貸保証

JAPAN IDENTIFICATION



JID 日本賃貸保証株式会社

各JIDオフィスはこちらから▶

詳しい保証内容やお困りごと等がございましたら、
最寄りの「JIDオフィス」までご相談ください。



@jid_group



JID GROUPの
Twitterで情報を発信中♪

JIDの賃貸保証とは?



賃貸借契約書に基づく
未納賃料等の保証

賃貸借契約上で発生する債務の問題を
賃借人様に寄り添い解決します。



当社が認めた明渡訴訟
による裁判費用

債務不履行に基づく明渡訴訟費用を保証します。



当社が認めた残置物の
撤去・保管等の費用

残置物撤去、契約終了による立会い等、
連帯保証人として本来の責任を果たします。

JIDの賃貸保証システムは外国籍の方、高齢者など、国籍・職業・年齢・性別の区別なく、家賃の支払い能力の有無で公平・公正に審査しております。入居後、滞納が発生してしまった場合は、債務不履行を解消するため、未納の原因調査や親族・公的機関の相談、就労や転居のアドバイスなど、一日も早く正常な状態に戻れるようコンサルティングいたします。万が一の事態を回避するためのサポートとして、「見守り機能」搭載のスマートフォンアプリ「JIDアプリ」も無料でご利用できます。賃借人様の安心・安全な暮らしを守り、賃借人様の安全な賃貸経営を保証します。

